

平成24年3月15日

原子力安全・保安院

地震被害情報（第376報）  
（3月15日14時00分現在）

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所の状況は、以下のとおりです。

前回からの主な変更点は以下のとおり。

## 1. 原子力発電所関係

- ・ 3号機原子炉格納容器ガス管理システムの試運転を開始（2月23日11:38）。その後、排気流量（ $33\text{Nm}^3/\text{h}$ ）が安定していることを確認し、調整運転を開始（同日14:10）。試運転の結果、問題がないことを確認されたことから、本格運用を開始（3月14日19:00）。
- ・ 3号機タービン建屋地下の滞留水を雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送（3月15日8:46～）。
- ・ 信頼性向上を目的に新設した集中廃棄物処理施設から第二セシウム吸着装置への移送ラインの健全性確認のため、第二セシウム吸着装置を停止（3月14日8:09）し、試運転を実施（同日17:27）。異常がないことを確認したため、試運転を終了（同日18:38）。その後、移送ラインを切替、雑固体廃棄物減容処理建屋からの処理を再開（同日19:32）し、定常流量（ $42\text{m}^3/\text{h}$ ）に到達（同日19:39）。
- ・ 集中廃棄物処理施設と雑固体廃棄物減容処理建屋の間にあるトレンチ（共用プールダクト）のたまり水について、水位が上昇してきたことから、雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送を実施（3月14日15:35～3月15日8:20）。

（本発表資料のお問い合わせ）

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：吉澤、足立

電話：03-3501-1505

03-3501-5890

(本資料は、2月以降の情報を掲載しています。)

1 発電所の運転状況【自動停止号機数：10基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町及び双葉町)

(1) 運転状況

- 1号機(46万kW)(自動停止)
- 2号機(78万4千kW)(自動停止)
- 3号機(78万4千kW)(自動停止)
- 4号機(78万4千kW)(定検により停止中)
- 5号機(78万4千kW)(定検により停止中、3月20日14:30冷温停止)
- 6号機(110万kW)(定検により停止中、3月20日19:27冷温停止)

(2) モニタリングの状況

東京電力HP(<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/index-j.html>)参照

(3) 主なプラントパラメーター

東京電力HP(<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/index-j.html>)参照

(4) 各プラント等の状況

<1号機関係>

- ・原子炉格納容器側の窒素封入ラインへの流量計追設作業のため、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素封入を停止(2月24日9:40~13:10)。なお、圧力容器への窒素注入が停止した場合の余裕時間は約30時間であり、安全上の問題はない。
- ・1号機タービン建屋地下の滞留水を2号機タービン建屋地下へ移送(2月25日10:20~2月26日9:44)
- ・1号機タービン建屋1階給水加熱器室西側壁付近の天井部分から水漏れを発見。(3月11日10:00頃)。床面に5m×7m程度の水溜まりがある状況。水漏れ所はタービン建屋内であり、建屋外への流出はなし。水は屋上にたまった雨水等が雨水管の破損箇所を通して建屋隙間から滴下しているものと思われる。水のサンプリング結果は次のとおり。  
Cs-134:  $1.1 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137:  $1.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、全 $\gamma$ :  $2.8 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$   
なお、漏れた水はタービン建屋内に留まっており、海洋への流出はない。
- ・圧縮機のファンモータ過電流警報により窒素供給装置(窒素ガス分離装置A)が停止していることを確認(3月12日11:47頃)。窒素供給装置の予備機(窒素ガス分離装置B)を起動し、各号機へ窒素封入を再開(同日12:19)  
なお、窒素の封入再開後の原子炉格納容器圧力及び水素濃度に有意な変動はない。
- ・原子炉圧力容器へ処理水を注水中(3月15日14:00現在)

## < 2号機関係 >

- ・タービン建屋地下の滞留水を雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送（1月30日16:05～2月3日10:20、2月3日16:07～2月6日8:47、2月7日14:14～2月10日8:21、2月10日14:43～2月23日8:28、2月26日14:04～2月27日10:37、3月11日8:47～）
- ・タービン建屋地下の滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（2月23日14:04～2月26日13:51、2月27日10:50～3月5日10:09、3月7日13:55～3月11日8:30）
- ・高台炉注水ポンプの配管切替作業が終了したため、
  - 炉心スプレイ系配管からの注水量を4.0m<sup>3</sup>/hから5.0m<sup>3</sup>/hに、給水系配管からの注水量を5.0m<sup>3</sup>/hから4.0m<sup>3</sup>/hに変更（2月1日11:25～11:50）
  - 炉心スプレイ系配管からの注水量を5.1m<sup>3</sup>/hから6.0m<sup>3</sup>/hに、給水系配管からの注水量を3.9m<sup>3</sup>/hから3.0m<sup>3</sup>/hに変更（2月2日10:40～10:55）
- ・圧力容器下部温度に、2月2日以降上昇傾向がみられることから、
  - 炉心スプレイ系配管からの注水量を5.8m<sup>3</sup>/hから3.8m<sup>3</sup>/hに、給水系配管からの注水量を2.9m<sup>3</sup>/hから4.9m<sup>3</sup>/hに変更（2月3日18:50～19:20）
  - 給水系配管からの注水量を4.8m<sup>3</sup>/hから5.8m<sup>3</sup>/hに変更（2月5日0:33～0:52）（4日23:00時点66.1℃、5日5:00時点67.4℃、同日23:00時点70.3℃）
  - 給水系配管からの注水量を5.8m<sup>3</sup>/hから6.8m<sup>3</sup>/hに変更（2月6日1:01～1:29）（6日5:00時点70.6℃）
  - 2号機の圧力容器下部温度に、2月2日以降上昇傾向がみられることから、まず、再臨界していないことを確認するために原子炉格納容器ガス管理システムによるサンプリングを実施し、キセノン135が当該システム入り口で検出限界値（ $1.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ ）未満であることを確認。その後も、圧力容器下部温度が高めの値を示していることから、念のため再臨界防止対策として原子炉へホウ酸水1,094kgを注入（2月7日0:19～3:20）（6日21:00時点70.4℃）その上で炉心スプレイ系配管からの注水量を3.7m<sup>3</sup>/hから6.7m<sup>3</sup>/hに変更（2月7日3:52～4:24）（7日5:00時点70.4℃）
  - 給水系配管からの注水量を6.8m<sup>3</sup>/hから7.8m<sup>3</sup>/hに変更（2月11日22:28～22:45）（11日21:00時点73.3℃、同日23:00時点74.9℃）
  - 原子炉格納容器ガス管理システムによるサンプリングを実施し、キセノン135が当該システム入り口で検出限界値（ $1.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ ）未満であることを確認。（2月11日3:22）（また、放射能（セシウム134、137の値）が増加していないことを確認。）
  - 圧力容器下部温度指示値が80℃を超過（82℃）したことを確認したため、運転上の制限である「原子炉圧力容器下部温度80℃以下」を満足できないと判断（2月12日14:20）（注水量増加操作は、継続実施中。）
  - 再臨界防止対策として原子炉へホウ酸水1,090kgを注入（2月12日11:38～13:50）

炉心スプレイ系配管からの注水量を 6.9m<sup>3</sup>/h から 9.9m<sup>3</sup>/h に、給水系配管からの注水量を 7.2m<sup>3</sup>/h から 7.5m<sup>3</sup>/h に変更 (2月12日 14:10~15:30) (12日 15:00 時点 79.2℃、同日 16:00 時点 80.1℃)

原子炉格納容器ガス管理システムによるサンプリングを実施し、キセノン 135 が当該システム入り口で検出限界値 (1.0×10<sup>-1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>) 未満であることを確認。(2月12日 17:01) (再臨界していないことを確認。)

炉心スプレイ系配管からの注水量を 10.0m<sup>3</sup>/h から 9.9m<sup>3</sup>/h に、給水系配管からの注水量を 7.1m<sup>3</sup>/h から 7.5m<sup>3</sup>/h に変更 (2月12日 19:15~19:30) (12日 19:00 時点 81.4℃)

炉心スプレイ系配管からの注水量を 10.1m<sup>3</sup>/h から 9.9m<sup>3</sup>/h に、給水系配管からの注水量を 7.0m<sup>3</sup>/h から 7.5m<sup>3</sup>/h に変更 (2月13日 9:35~9:50) (13日 10:00 時点 91.2℃)

当該計器の調査を実施(2月13日 14:02~14:54) (13日 13:00 時点 93.3℃)。調査終了(ケーブル復旧)後の温度指示値が 342.2℃を示したことを確認。調査結果について評価したところ、直流抵抗値が 500~535Ωであり、定期検査時の平均値である約 303Ωより高いことから、故障(断線)している可能性があることを確認。

温度計の挙動に関してモックアップ試験による確認ができたこと及び当該温度計以外の原子炉圧力容器底部温度計に同様の温度上昇が見られなかったことから、当該温度計が故障していたものと判断し、当該温度計について保安規定の監視計器から除外するとともに原子炉圧力容器底部温度が実際に上昇したのではないと判断し、運転上の制限からの逸脱判断を訂正(2月17日 14:00)、今後は、温度計に加えてガス管理設備により放射性物質の放出を連続監視することによりこれまで以上に原子炉の状況を多角的に把握し、冷温停止状態の維持に万全を期す。

- ・原子炉圧力容器底部温度上昇による運転上の制限からの逸脱判断の訂正を受け、原子炉への注水量を温度上昇が見られる前の注水量まで変更するため、炉心スプレイ系配管からの注水量を 10.0m<sup>3</sup>/h から 6.0m<sup>3</sup>/h に変更 (2月19日 18:20~18:40) (給水系からの注水量は 7.6m<sup>3</sup>/h で継続)  
給水系配管からの注水量を 7.6m<sup>3</sup>/h から 5.6m<sup>3</sup>/h に変更 (2月20日 19:09~19:19) (炉心スプレイ系配管からの注水量は 6.0m<sup>3</sup>/h で継続)  
給水系配管からの注水量を 5.5m<sup>3</sup>/h から 4.0m<sup>3</sup>/h に変更 (2月21日 19:23~19:44) (炉心スプレイ系配管からの注水量は 6.0m<sup>3</sup>/h で継続)  
給水系配管からの注水量を 4.0m<sup>3</sup>/h から 3.0m<sup>3</sup>/h に変更 (2月22日 20:04~20:17) (炉心スプレイ系配管からの注水量は 6.0m<sup>3</sup>/h で継続)
- ・原子炉格納容器側の窒素封入ラインへの流量計追設作業のため、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素封入を停止 (2月9日 10:21~12:35)。なお、圧力容器への窒素注入が停止した場合の余裕時間は約 30 時間であり、今日の停止は安全上の問題はない。

- ・使用済燃料プール代替冷却装置において、1次系ポンプの出入口の流量差が大きいことを示す警報が発生し、当該装置が自動停止（2月18日19:05）。現場において漏えい等がないことを確認（同日19:40）。その後、外気温の低下とともに、一次系冷却水温度が低下しており、夜間凍結の恐れがあるため設備保護の観点から、同ポンプを起動（同日23:54）（20日5時現在12.5℃）。出入口の差流量が元の状態に復帰したことから原因は、計装配管の一時的な詰まりと推定し、計装配管のフラッシングを実施（2月20日13:46～14:38）
- ・トレンチ等の調査において $10^3\text{Bq/cm}^3$ オーダーの溜まり水が確認された2号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内の溜まり水を2号機タービン建屋地下へ移送（2月20日10:11～17:11、2月21日9:50～15:34、2月22日9:43～15:58）  
その後、ピット内の水位の上昇が再び確認されており、2月22日の移送終了後、水位上昇傾向（1日平均約0.15m）が見られ、3月6日現在O.P.約2.0mとなっている。現在、原因調査中。
- ・原子炉格納容器ガス管理システムの希ガスモニタ（B系）において、希ガス計数率の監視が免震重要棟集中監視室でできない状態となっていることを確認（2月20日15:43）。A系において連続監視が行われているため、未臨界確認については問題ない。  
なお、B系の監視については、現場モニタ画面のカメラによる遠隔監視等での対応を検討中。
- ・原子炉格納容器ガス管理システムの希ガスモニタ（A系）において、希ガス計数率の監視が免震重要棟集中監視室で監視できない状態となっていることを確認（2月21日17:20頃）。なお、B系の監視については、現場モニタ画面のカメラによる遠隔監視で確認中。状況を確認した結果、現場から免震重要棟集中監視室へのデータ伝送系の異常があり、現場モニタによる監視が可能であることを確認（同日21:15）したことから、今後現場モニタ画面のカメラによる遠隔監視を実施。なお、原子炉格納容器ガス管理システム自体は正常に運転中です。その後、両系統の伝送ソフトウェアの修正により、免震重要棟の監視が可能となったため、免震重要棟集中監視室でのデータ採取を再開（3月12日14:00頃）。
- ・2号機圧力容器底部温度が他の圧力容器温度上昇と異なる挙動を示していることから、当該計器を含めて同様の挙動を示している計器5つの点検を実施（2月23日12:21～14:48）。各計器の直流抵抗測定を実施した結果、2つが断線、3つが断線ではないと判断。また、再臨界していないことを確認するために原子炉格納容器ガス管理システムによるサンプリングを実施し、キセノン135が検出限界値（ $1.0 \times 10^{-1}\text{Bq/cm}^3$ ）未満であることを確認。  
なお、断線ではないと判断した温度については、現状、使用可能ではあるが、直流抵抗値が前回測定値と比較して上昇しており、今後、監視を強化していく。

- ・ 2号機原子炉圧力容器温度計の1つについて、温度が上昇傾向を示していることから当該温度計の調査を実施（3月2日11:08～11:23）。直流抵抗値の上昇が確認されたが、二次評価の結果、正しい値を指示していないと判断できないことから、当該温度計を保安規定の監視対象計器から除外し、参考温度として監視を継続（同日23:00）。キセノン135が検出限界未満であり、再臨界判定基準である $1\text{Bq}/\text{cm}^3$ を下回っていることから、再臨界していない。原子炉圧力容器底部温度については、他の計器により、引き続き監視する。
- ・ 圧縮機のファンモータ過電流警報により窒素供給装置が停止していることを確認（3月12日11:47頃）。窒素供給装置の予備機を起動し、各号機へ窒素封入を再開（同日12:19）
- ・ 使用済燃料プール一次冷却系の弁分解点検のため、使用済燃料プールの冷却を停止（3月13日10:31～）
- ・ 原子炉圧力容器へ処理水を注水中（3月15日14:00現在）

#### <3号機関係>

- ・ タービン建屋地下の滞留水を雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送（1月30日16:12～2月3日10:12、2月5日9:49～2月7日13:56、2月20日9:30～2月22日9:52、2月25日14:09～3月4日9:54、3月10日10:10～3月13日9:53、3月15日8:46～）
- ・ タービン建屋地下の滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（2月12日9:57～2月16日9:50、3月7日13:48～3月8日10:01）
- ・ 高台炉注水ポンプの配管切替作業が終了したため、  
炉心スプレイ系配管からの注水量を $4.0\text{m}^3/\text{h}$ から $5.0\text{m}^3/\text{h}$ に、給水系配管からの注水量を $5.0\text{m}^3/\text{h}$ から $4.0\text{m}^3/\text{h}$ に変更（2月1日11:30～11:50）  
炉心スプレイ系配管からの注水量を $5.2\text{m}^3/\text{h}$ から $6.0\text{m}^3/\text{h}$ に、給水系配管からの注水量を $3.8\text{m}^3/\text{h}$ から $3.0\text{m}^3/\text{h}$ に変更（2月2日10:50～11:10）
- ・ 原子炉格納容器側の窒素封入ラインへの流量計追設作業のため、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素封入を停止（2月10日9:50～11:30）。なお、圧力容器への窒素注入が停止した場合の余裕時間は約30時間であり、今日の停止は安全上の問題はない。現在の窒素封入量は原子炉格納容器側が $28\text{m}^3/\text{h}$ 、原子炉圧力容器側が $15\text{m}^3/\text{h}$ 。
- ・ 炉心スプレイ系配管からの注水量を $6.0\text{m}^3/\text{h}$ から $5.0\text{m}^3/\text{h}$ に、給水系配管からの注水量を $2.9\text{m}^3/\text{h}$ から $3.0\text{m}^3/\text{h}$ に変更（2月17日11:17～11:33）
- ・ 原子炉格納容器ガス管理システムの試運転を開始（2月23日11:38）。その後、排気流量（ $33\text{Nm}^3/\text{h}$ ）が安定していることを確認し、調整運転を開始（同日14:10）。試運転の結果、問題がないことを確認されたことから、本格運用を開始（3月14日19:00）。
- ・ トレンチ等の調査において $10^2\text{Bq}/\text{cm}^3$ オーダーの溜まり水が確認された3号機

ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内の溜まり水を2号機タービン建屋地下へ移送（2月27日10:13～15:34、2月28日8:51～15:45、2月29日8:17～15:40、3月1日8:26～15:18）

その後、ピット内の水位の上昇が再び確認されており、3月1日の移送終了後に約0.2m上昇し、3月6日現在、O.P.約2.9mで安定している。現在、原因調査中。

- ・ 圧縮機のファンモータ過電流警報により窒素供給装置が停止していることを確認（3月12日11:47頃）。窒素供給装置の予備機を起動し、各号機へ窒素封入を再開（同日12:19）
- ・ 原子炉圧力容器へ処理水を注水中（3月15日14:00現在）

#### <4号機関係>

- ・ 原子炉建屋1階北西コーナーで鉛筆芯1本程度の水が流れ出ていることを確認（2月2日15:20）。漏えい箇所は原子炉ウェル補給水ラインであり、漏えい水はろ過水であることを確認。漏えい量は2.25リットルで漏えいは停止。なお、補給ラインの漏えい以外は確認されていない。核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、Cs-134：検出限界値未満、Cs-137：検出限界値未満

#### <5号機、6号機関係>

- ・ 6号機屋外消火系配管の弁フランジ部より水の漏えいを確認（2月5日20:05）。上流側の弁を閉止することにより漏えいは停止。漏えいした水はろ過水であり、今後当該フランジ部の補修を実施予定。
- ・ 6号機残留熱除去系の定期試験のため、残留熱除去系を停止し、原子炉の冷却を停止（2月9日10:14～14:02）。原子炉水温度上昇は3.1℃。（停止時の炉水温度:27.5℃）
- ・ 6号機の補機冷却海水ポンプ(C)が復旧したことから、同ポンプを起動（2月22日10:05）し、運転状態に問題のないことを確認（同日11:25）。これにより、補機冷却海水ポンプが2台運転可能となった。
- ・ 5号機補機冷却海水ポンプ吐出弁交換作業のため、補機冷却海水系を停止し、使用済燃料プール冷却を停止（2月24日6:00～12:08）。

#### <敷地内トレンチ等の調査>

- ・ 6号機オフガス配管ダクト内、5号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内、6号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内に溜まり水を発見（2月6日）。溜まり水を入れたサンプリング容器の表面線量率及び核種分析の結果は次のとおり。

6号機オフガス配管ダクト内： $1\mu\text{Sv/h}$

5号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内： $5\mu\text{Sv/h}$

6号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内： $4\mu\text{Sv/h}$

6号機オフガス配管ダクト内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、 $\text{Cs-134} : 1.2 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $\text{Cs-137} : 1.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

5号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、 $\text{Cs-134} : 1.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $\text{Cs-137} : 1.6 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

6号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、 $\text{Cs-134} : 1.1 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $\text{Cs-137} : 1.4 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

なお、5号機オフガス配管ダクト内、重油配管トレンチ（5号機南西側）内に溜まり水はなかった。

- ・ 5号機起動用変圧器ケーブルダクト内、5号機主変圧器ケーブルダクト内、5号機取水電源ケーブルダクト内、5号機海水配管ダクト内に溜まり水を発見（2月7日）。溜まり水を入れたサンプリング容器の表面線量率及び核種分析の結果は次のとおり。

起動用変圧器ケーブルダクト内： $8\mu\text{Sv/h}$

主変圧器ケーブルダクト内： $10\mu\text{Sv/h}$

取水電源ケーブルダクト内： $8\mu\text{Sv/h}$

海水配管ダクト内： $8\mu\text{Sv/h}$

起動用変圧器ケーブルダクト内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、 $\text{Cs-134} : 2.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $\text{Cs-137} : 2.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

主変圧器ケーブルダクト内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、 $\text{Cs-134} : 7.3 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、 $\text{Cs-137} : 1.3 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

取水電源ケーブルダクト内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、 $\text{Cs-134} : 1.4 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $\text{Cs-137} : 2.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

海水配管ダクト内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、 $\text{Cs-134} : 8.2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、 $\text{Cs-137} : 1.1 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

- ・ 5号機東側重油配管トレンチ内、5/6号機ストームドレーン配管トレンチ内、5号機放射性流体用配管ダクト内、6号機取水電源ケーブルダクト内及び6号機主変圧器ケーブルダクト内に溜まり水を発見（2月8日）。溜まり水を入れたサンプリング容器の表面線量率及び核種分析の結果は次のとおり。

重油配管トレンチ内： $4\mu\text{Sv/h}$

5/6号機ストームドレーン配管トレンチ内： $4\mu\text{Sv/h}$

放射性流体用配管ダクト内： $3\mu\text{Sv/h}$

取水電源ケーブルダクト内： $3\mu\text{Sv/h}$

主変圧器ケーブルダクト内： $3\mu\text{Sv/h}$

重油配管トレンチ内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、 $\text{Cs-134} : 2.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $\text{Cs-137} : 2.8 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

5/6号機ストームドレーン配管トレンチ内の核種分析の結果、I-131：

- 検出限界値未満、 $Cs-134 : 1.7 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $Cs-137 : 2.5 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$   
 放射性流体用配管ダクト内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、  
 $Cs-134 : 8.0 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、 $Cs-137 : 1.3 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$   
 取水電源ケーブルダクト内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、  
 $Cs-134 : 1.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $Cs-137 : 8.3 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$   
 主変圧器ケーブルダクト内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、  
 $Cs-134 : 2.8 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $Cs-137 : 4.3 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
- ・ 5・6号機通信ケーブル管路内、非常用ガス処理配管ダクト内に溜まり水を発見（2月9日）。溜まり水を入れたサンプリング容器の表面線量率及び核種分析の結果は次のとおり。
    - 5・6号機通信ケーブル管路内： $4 \mu \text{Sv/h}$
    - 非常用ガス処理配管ダクト内： $1 \mu \text{Sv/h}$
    - 5・6号機通信ケーブル管路内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、 $Cs-134$  : 検出限界値未満、 $Cs-137 : 7.2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$
    - 非常用ガス処理配管ダクト内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、 $Cs-134 : 4.6 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $Cs-137 : 6.7 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
    - なお、5号機南側消火配管トレンチ内、5号機西側消火配管トレンチ内、5号機薬品タンク連絡ダクト内、6号機西側消火配管トレンチ内、共用サブプレッションプール水サージパイプダクト内及びサブプレッションプール水配管トレンチ内に溜まり水はなかった。
  - ・ 6号機海水配管ダクト（SW系）内、5号機海水配管ダクト（SW系）内、6号機海水配管ダクト（北側非常用系）内、6号機海水配管ダクト（南側非常用系）内、6号機軽油配管トレンチ内及び6号機パイプダクト（ポンプ室～MGセット室建屋）内に溜まり水を発見（2月10日）。溜まり水を入れたサンプリング容器の表面線量率及び核種分析の結果は次のとおり。
    - 6号機海水配管ダクト（SW系）内： $2 \mu \text{Sv/h}$
    - 5号機海水配管ダクト（SW系）内： $2 \mu \text{Sv/h}$
    - 6号機海水配管ダクト（北側非常用系）内： $1.6 \mu \text{Sv/h}$
    - 6号機海水配管ダクト（南側非常用系）内： $1.2 \mu \text{Sv/h}$
    - 6号機軽油配管トレンチ内： $1.6 \mu \text{Sv/h}$
    - 6号機パイプダクト（ポンプ室～MGセット室建屋）内： $1.6 \mu \text{Sv/h}$
    - 6号機海水配管ダクト（SW系）内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、 $Cs-134 : 2.1 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $Cs-137 : 3.4 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
    - 5号機海水配管ダクト（SW系）内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、 $Cs-134 : 1.4 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $Cs-137 : 1.5 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
    - 6号機海水配管ダクト（北側非常用系）内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、 $Cs-134$  : 検出限界値未満、 $Cs-137 : 1.2 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
    - 6号機海水配管ダクト（南側非常用系）内の核種分析の結果、 $I-131$  : 検出限界値未満、 $Cs-134 : 1.4 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、 $Cs-137 : 2.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$

- 6号機軽油配管トレンチ内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、Cs-134： $2.5 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137： $3.7 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
- 6号機パイプダクト（ポンプ室～MGセット室建屋）内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、Cs-134： $1.1 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137： $2.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
- ・水処理配管トレンチ（事務本館東側）内に溜まり水を発見（2月13日）。溜まり水を入れたサンプリング容器の表面線量率及び核種分析の結果は次のとおり。
    - 水処理配管トレンチ（事務本館東側）内： $6 \mu \text{Sv/h}$
    - 水処理配管トレンチ（事務本館東側）内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、Cs-134： $2.2 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137： $3.3 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$
    - なお、水処理配管トレンチ（ろ過水タンク東側）内に溜まり水はなかった。
  - ・6号機放射性流体用配管ダクト内に溜まり水を発見（2月14日）。溜まり水を入れたサンプリング容器の表面線量率及び核種分析の結果は次のとおり。
    - 6号機放射性流体用配管ダクト内： $2 \mu \text{Sv/h}$
    - 6号機放射性流体用配管ダクト内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、Cs-134： $2.2 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137： $2.8 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
    - なお、5号機共通配管ダクト内、6号機共通配管ダクト内に溜まり水はなかった。
  - ・5、6号機変圧器防災配管トレンチ内、消火配管トレンチ（5号機南西側）内及び消火配管トレンチ（3号機東側）内に溜まり水を発見（2月15日）。溜まり水を入れたサンプリング容器の表面線量率及び核種分析の結果は次のとおり。
    - 5、6号機変圧器防災配管トレンチ内： $7.0 \mu \text{Sv/h}$
    - 消火配管トレンチ（5号機南西側）内： $5.5 \mu \text{Sv/h}$
    - 消火配管トレンチ（3号機東側）内： $6.5 \mu \text{Sv/h}$
    - 5、6号機変圧器防災配管トレンチ内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、Cs-134： $1.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137： $9.3 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$
    - 消火配管トレンチ（5号機南西側）内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、Cs-134： $1.4 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137： $1.6 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
    - 消火配管トレンチ（3号機東側）内の核種分析の結果、I-131：検出限界値未満、Cs-134： $3.4 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137： $4.8 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$

#### <その他>

- ・サイトバンカ建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送（2月10日8:45～16:39、2月21日9:40～15:45、3月3日9:43～15:58、3月12日8:37～13:31）
- ・凍結が原因と思われる水の漏えいを以下のとおり30箇所で見出（1月28日～）。漏えいした水は、ろ過水が22箇所、処理水が8箇所。

- [1] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(B) 付近からの漏えい  
漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル（周辺と同等のレベル））  
漏えい量：約 9 リットル
- [2] 蒸発濃縮装置脱塩器付近の弁接続部からの漏えい  
漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル（周辺と同等のレベル））  
漏えい量：約 8 リットル
- [3] 淡水化処理装置廃液供給ポンプ付近の B 系配管接続部からの漏えい  
漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線はバックグランドレベル（周辺と同等のレベル）、ベータ線は 2.0mSv/h）  
漏えい量：約 0.5 リットル
- [4] 原子炉循環冷却用の非常用高台炉注水ポンプ(C) 付近からの漏えい  
漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル（周辺と同等のレベル））  
漏えい量：約 600 リットル  
海等への漏えいについて、漏えい発生箇所から下流側の排水路内水の全ベータ線核種分析の結果、漏えい水に比べて 1 万分の 1 オーダの低さであることから、海洋への流出はない見込み。
- [5] 淡水化処理装置廃液供給ポンプの A 系バイパスラインからの漏えい  
漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線 0.6 mSv/h、ベータ線 35 mSv/h）  
漏えい量：約 10 リットル
- [6] 3 号機復水貯蔵タンクからの水を用いる 2 号機炉注水ポンプ付近からの漏えい  
漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル）  
漏えい量：約 4 リットル
- [7] 3 号機復水貯蔵タンクからの水を用いる 3 号機炉注水ポンプ付近からの漏えい  
漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル）  
漏えい量：約 4 リットル
- [8] 蒸発濃縮装置脱塩器樹脂移送ラインからの漏えい  
漏えい水：蒸発濃縮装置で処理後の凝縮水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル）  
漏えい量：約 0.5 リットル
- [9] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(A) の配管フランジ部からの漏えい  
漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレ

ベル)、

漏えい量：約 10 ミリリットル（現在、漏えいは停止。）

核種分析の結果 I-131：検出限界値未満、Cs-134： $4.3 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、  
Cs-137： $5.4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ )

[10] 6号機循環水ポンプ用モータ冷却水ラインからの漏えい

漏えい水：純水（非汚染水）

漏えい量：約 7000 リットル

[11] 3号機使用済燃料プールろ過水ヘッダラインからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 50 リットル

[12] 4号機使用済燃料プール代替冷却の2次系エアフィンクーラからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 40 リットル

[13] 蒸発濃縮装置ボイラB系からの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：C系[14]と合わせて約 25 リットル

[14] 蒸発濃縮装置ボイラC系からの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：B系[13]と合わせて約 25 リットル

[15] 使用済燃料プール冷却装置送水ヘッダからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 9 リットル

[16] 蒸発濃縮装置給水タンクろ過水供給ラインからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 18 リットル

[17] 純水装置ろ過水配管からの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 1 リットル

[18] 純水装置再生水ラインからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 9 リットル

[19] 蒸発濃縮装置 3B シール水冷却器出口ラインからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）、

漏えい量：約 30 リットル

[20] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(B)入口ろ過水用配管付近からの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）、

漏えい量：確認中

- [21] 蒸発濃縮装置 3A シール水冷却器出口ラインからの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、  
漏えい量：確認中
- [22] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(C) 入口ろ過水用配管付近の弁の損傷  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、  
漏えい量：当該部表面の水が凍結しており、31 日朝の時点で漏えいは確認されていない
- [23] 蒸発濃縮装置ボイラ A 系からの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）  
漏えい量：約 20 リットル
- [24] No. 2 ろ過水タンクに接続された弁付近からの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）  
漏えい量：約 20 リットル
- [25] 純水タンク脇炉注水ポンプ(2 号用電動ポンプ)からの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）  
漏えい量：約 10 リットル
- [26] ろ過水を純水化する水処理建屋内の配管フランジ部からの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）  
漏えい量：約 0.25 リットル
- [27] ろ過水を純水化する水処理建屋内のドレン弁からの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）  
漏えい量：約 0.25 リットル
- [28] 純水移送ラインの配管フランジ部からの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）  
漏えい量：確認中
- [29] 4 号機使用済燃料プール代替冷却の 2 次系エアフィンクーラからの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）  
漏えい量：約 1 リットル
- [30] 使用済燃料プールの水張りラインの送水ヘッダ予備弁のフランジ部からの漏えい  
漏えい水：ろ過水（非汚染水）  
漏えい量：約 20 リットル  
なお、近傍の側溝からの流出防止のため、土嚢の設置を完了。漏えい水の海への流出はない。
- ・ 淡水化装置（逆浸透膜式）の濃縮水貯槽タンクの一つのタンクの継ぎ目に水のにじみが発生していることを発見（2 月 3 日 12:30 頃）。なお、土台のコンクリート面に伝わった水がにじんでいるが、水溜まり状にはなっておらず、

海洋への流出はない。継ぎ手部の増し締めを実施し（同日 14:00）、漏えいの停止を確認（同日 14:44）。にじみ箇所における表面線量率はガンマ線 0.9 mSv/h、ベータ線 50 mSv/h。また、タンク土台のコンクリート表面における表面線量率はガンマ線 22 mSv/h、ベータ線 2000 mSv/h。遮へい後のコンクリート表面における表面線量率はガンマ線 1.0 mSv/h、ベータ線 15 mSv/h。

- ・ 淡水化装置（逆浸透膜式）の濃縮水貯槽タンクの一つのタンクのボルト接合部よりにじみを確認（2月6日 12:28）。にじみ量は約 0.6 リットルと評価。当該部の増し締めを実施し、漏えいの停止を確認（同日 14:03）。側溝等への流れ込みはなく、海洋への流出はないことを確認。念のため当該箇所周辺に土のうを設置（同日 14:45）。タンク下部コンクリート表面における表面線量率はガンマ線 20mSv/h、ベータ線 250mSv/h。ボルト接合部近傍の表面線量率はベータ線 60mSv/h。なお、本件は2月3日の原子力安全・保安院の点検指示を受けて点検を実施していたところ確認された。
- ・ 2号機タービン建屋東側の仮設プールから水がオーバーフローしていることを確認（2月8日 9:40頃）、現場の仮設プールではサブドレン浄化試験のため、ポンプでサブドレン水の汲み上げを行っていたところ、ポンプを停止したことによりオーバーフローは収まっている。（同日 10時 15分）現場調査の結果、現場周辺の排水溝に水がなかったことから排水溝への流れ込みはなく、海への流出はないと判断。また、タンク内の水を核種分析した結果、Cs-134： $3.4 \times 10^{-1}$ Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137： $5.2 \times 10^{-1}$ Bq/cm<sup>3</sup>とサブドレン水の分析結果と同等であったことから、オーバーフローした水はサブドレン水と判断。なお、タンクからオーバーフローした量については最大で約 16m<sup>3</sup>と評価。
- ・ 1号機スクリーンに二重で設置されているシルトフェンスの片側（内側）が外れていることを確認（2月9日 7:10頃）。その後、外れた箇所の再取付作業を実施（同日 10:30頃）。なお、スクリーンの外側、内側での核種分析の結果に有意な変動はない。
- ・ 所内共通ディーゼル発電機の復旧工事に伴い、使用済燃料共用プールの冷却を一時停止（2月16日 10:02～14:06）
- ・ 港湾内の海底土被覆工事のため
  - 作業船を1～4号機取水口内に入れるため、1～4号機取水路北側のシルトフェンスを開閉（2月22日 8:35～9:25）
  - 資材搬入を行うため、1～4号機取水路北側のシルトフェンスを開閉（2月23日 9:40～10:30）
  - 作業船の出入りのため、1～4号機取水路北側のシルトフェンスを開閉（2月24日 9:28～9:43、同日 10:44～11:11）
- ・ 第二セシウム吸着装置B系より処理水が漏えいしていることを確認（2月25日 8:30頃）。漏えいは1滴/秒程度で、漏えい量は約 10 リットル（2m×5m×1mm）と評価。また、漏えい箇所は水処理のためのフィルタ間の配管溶接部近傍からで、漏えいした水は建屋内にある堰の中にとどまっており、建屋外へ

の漏えいはないことを確認。その後、第二セシウム吸着装置を停止（同日 10:44）し、当該部上流にある弁を閉止したため、漏えいは停止（同日 11:10）。漏えい水近傍の表面線量率は 4~5mSv/h。漏えい水の核種分析結果は I-131 : 検出限界値未満、Cs-134 :  $1.3 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 :  $1.8 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 。漏えいを確認した第二セシウム吸着装置 B 系の隔離操作を実施して、第二セシウム吸着装置 A 系を起動（同日 18:41）し、流量 20m<sup>3</sup>/h で安定（同日 18:44）。第二セシウム吸着装置 B 系の漏えいが確認された配管及びフィルタの取替えを実施するため、改めて第二セシウム吸着装置 A 系の運転を停止（2 月 26 日 8:35）。取替作業の完了後、第二セシウム吸着装置 A 系及び B 系を起動（同日 13:31）し、その後定常流量（33.6m<sup>3</sup>/h）に到達（同日 13:50）。

なお、当該装置の停止による滞留水の処理に影響はなく、バッファタンク内に淡水化処理した水は十分にあることから、原子炉注水への影響はない。

- ・信頼性向上のための改造工事を実施するため、セシウム吸着装置を停止（3 月 1 日 8:45~）。また、第二セシウム吸着装置を停止（3 月 2 日 8:07~3 月 10 日 17:00）その後、定常流量に到達（3 月 10 日 18:34）。

以下の期間において、セシウム吸着装置（KURION）、第二セシウム吸着装置（SARRY）並びに除染装置（AREVA）が停止。

セシウム吸着装置（KURION）

停止期間：平成 24 年 3 月 1 日~3 月 15 日

第二セシウム吸着装置（SARRY）

停止期間：平成 24 年 3 月 2 日~3 月 10 日

除染装置（AREVA）

停止期間：平成 24 年 3 月 5 日~3 月 6 日

なお、セシウム吸着装置（KURION）、第二セシウム吸着装置（SARRY）停止に伴う各建屋の水位上昇を評価したところ、各建屋水位は制限値内に維持可能であることを確認している。また、本改造工事期間中において、セシウム吸着装置（SARRY）並びに除染装置（AREVA）が同時に停止する期間があるが、その期間は 3 日を超えないことから、保安規定の運転上の制限を満足すると判断。

- ・受変電開閉設備新設工事に伴い、所内電源設備との制御回路取り合い箇所の改造を実施するため、以下の所内電源設備を停止。

所内共通メタクラ 2 A（3 月 2 日 9:44~13:53）

蒸発濃縮設備メタクラ（3 月 2 日 8:58~14:05）

- ・発電所周辺の線量率を測定しているモニタリングポスト No. 3 の指示値が免震重要棟で読み取ることが出来ない状態となっていることを確認（3 月 4 日 15:26）。調査の結果現場の表示には異常がないため、免震重要棟とモニタリングポストの間の伝送系に何らかの異常があるものと推定。復旧までの間、現場にて表示を確認するとともに、伝送ラインの切り替えを行い、免震重要棟でのデータ採取を再開（同日 20:40）。

- ・ 所内共通ディーゼル発電機の復旧工事に伴い、使用済燃料共用プールの冷却を一時停止（3月6日10:11～14:01）当該冷却系の運転状態は異常なく、共用プール温度は冷却停止時が18.4℃、冷却再開時が19.3℃。今後、プール温度の経過を確認。
- ・ 発電所西門の線量率を測定している可搬型モニタリングポストの指示値が、免震重要棟にてデータが確認できない状態となっていることを確認（3月6日13:10頃）。調査の結果、現場の表示には異常がないため、免震重要棟とモニタリングポストの間の伝送系に何らかの異常があるものと推定。電離箱による代替測定を実施中であり、測定値に有為な変動は確認されていない。その後、電源をリセットし、復旧（同日13:30）。念のため、電源ケーブル等の確認を行い、問題のないことを確認。免震重要棟ではデータ採取が再開された。（同日15:30）
- ・ 受変電開閉設備運転開始に伴い、外部電源の停止ならびに所内電源系の構成変更を実施するため、蒸発濃縮設備メタクラ（電源盤）を停止（3月13日7:23～10:05）。当該作業に伴い、第二セシウム吸着装置を停止。（同日5:43～12:38）。その後、定常流量に到達（同日12:39）。
- ・ 信頼性向上を目的に新設した集中廃棄物処理施設から第二セシウム吸着装置への移送ラインの健全性確認のため、第二セシウム吸着装置を停止（3月14日8:09）し、試運転を実施（同日17:27）。異常がないことを確認したため、試運転を終了（同日18:38）。その後、移送ラインを切替、雑固体廃棄物減容処理建屋からの処理を再開（同日19:32）し、定常流量（42m<sup>3</sup>/h）に到達（同日19:39）。
- ・ 集中廃棄物処理施設と雑固体廃棄物減容処理建屋の間にあるトレンチ（共用プールダクト）のたまり水について、水位が上昇してきたことから、雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送を実施（3月14日15:35～3月15日8:20）。

## 2 原子力安全・保安院等の対応

【2月1日】

原子力安全・保安院は、平成24年1月16日、東京電力（株）から「経済産業省原子炉施設の安全性に関する総合評価（いわゆるストレステスト）一次評価の結果報告書（柏崎刈羽原子力発電所第1号機及び第7号機）」について、新たに誤りが確認された旨の連絡を受けた。当院では、東京電力（株）の品質保証体制に問題があると考え、東京電力（株）に対し、誤りに関する原因究明及び再発防止対策を含め品質保証体制を再構築した上で当該報告書を改めて見直し、再提出するよう口頭指示した。

【2月3日】

- ・ 原子力安全・保安院は、平成24年2月3日、東京電力（株）から福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽から放射性物質を含む水が漏

えいしていることを発見した旨の報告を受けた。同発電所では、1月28日以降の厳しい冷え込みによる凍結が主たる原因と思われる水の漏えいが多数発生していることを踏まえ、淡水化装置濃縮水貯槽等からの漏えい防止への対応に万全を期す必要があることから、東京電力（株）に対し、以下のとおり指示した。

1. 本日発生した漏えいについて、原因を究明し、再発防止対策を講じるとともに、平成24年1月10日に発生した漏えいとの関係性について整理し、当院に対し速やかに報告すること。
  2. 淡水化装置濃縮水貯槽、濃縮廃液貯槽等の放射性物質を含む水を保管している屋外の貯槽について、継ぎ目部を含め、被ばく管理に注意しつつ漏えいの有無を点検し、漏えい等が確認された場合は、直ちに漏えい防止対策を講じ、これらの結果について、平成24年2月8日までに当院に対し報告すること。
- ・原子力安全・保安院は、平成24年2月3日、東京電力（株）に対し、春先の出火・延焼危険性が高まる時期を迎えるに当たり福島第一及び第二原子力発電所とその周辺の火災対策の重要性が高まっていることから、福島第一及び第二原子力発電所について、発電所内での火災対策の点検・徹底強化すること、さらには、発電所周辺の大規模火災による発電所内設備の延焼防止等の体制強化を講じるよう、以下のとおり措置を講ずるよう指示した。
1. 発電所内の火災対策として以下の事項に関し、直ちに点検を行い、対策を徹底・強化すること。
    - ・火災危険の低減（適切な火気使用、可燃物の低減・管理等）
    - ・火災の早期発見・通報（監視、巡回、連絡経路の確認等）
    - ・自衛消防体制の確保・練度向上（人員、資機材、水源、放水確認、訓練等）
    - ・火災時の関係機関との連携（消防、関係自治体、原子力災害現地対策本部等）
    - ・消火活動に当たる要員の放射線防護 等
  2. 発電所敷地周辺の大規模火災に備えた体制強化として以下の事項に関する計画を平成24年2月10日までに策定し、当該計画に基づいて対策を実施するとともに、訓練を通じて練度の向上を図ること。
    - ・敷地周辺の火災に対する延焼の予防（可燃物の除去・低減、防火帯の設定）
    - ・火災時の初動の警戒（監視等による早期発見・通報、自衛消防隊の部署等）
    - ・敷地内への延焼防止（予防的散水、消火活動等）
    - ・原子炉施設・設備等の防護（不燃物等のカバー、予防的散水、消火活動等）

- ・ 消防要員の充実強化と訓練計画の策定 等

【2月8日】

- ・ 原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し1月10日に発生した福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽からの放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明及び再発防止対策の実施等について指示していたが、2月3日に他の淡水化装置濃縮水貯槽から放射性物質を含む水が漏えいしたとの報告を受け、同日、淡水化装置濃縮水貯槽からの漏えい防止への対応に万全を期すため、原因と対策及び放射性物質を含む水を保管している屋外の貯槽について点検すること等を指示した。2月8日、東京電力（株）から放射性物質を含む水を保管している屋外貯槽の点検結果について報告を受けた。
- ・ 原子力安全・保安院は、1月31日に東京電力（株）から提出された「福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書」について、報告内容は妥当と評価した。

【2月9日】

- ・ 原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、平成23年12月4日に発生した福島第一原子力発電所の蒸発濃縮装置3Aから放射性物質を含む水の漏えい及び12月13日に発生した蒸発濃縮装置3Cからの放射性物質を含む水の漏えい等について、原因究明及び再発防止対策の実施、周辺環境への影響評価等について指示していたが、平成24年1月31日、これまでの対応状況について東京電力（株）から報告書を受領し、報告書の内容について確認し、東京電力（株）の実施した原因究明及び再発防止対策は概ね適切であると評価した。

【2月10日】

- ・ 原子力安全・保安院では、東京電力（株）福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の災害対応について、住民の方々の御理解と御協力を得ながら、本年2月から住民の方々への個別訪問による調査を行うことを公表した。初動の住民防護について、当時の動向をきめ細かく調査・分析し、今後の原子力防災業務計画や関係地方公共団体の地域防災計画のの見直しに反映していく。

【2月13日】

- ・ 2月13日、原子力安全・保安院は、原子炉圧力容器内の温度等の状態把握のあり方や保安規定上の扱いについて、東京電力に対して至急検討し報告するよう口頭で指示した。
- ・ 東京電力が福島第一原子力発電所第2号機の圧力容器下部温度計の信頼性を確認するため、13日に試験を実施したところ、温度計の一部を構成する熱電対が故障している可能性が示された。  
一方、圧力容器下部のその他の温度計の指示値については低下傾向であることから、原子力安全・保安院としては、原子炉圧力容器全体

は引き続き冷却されていると判断。

原子力安全・保安院においては、引き続き他の温度計の推移を注意深く監視するとともに、13日、東京電力に対して、原子炉等規制法に基づく報告徴収命令を行い、原子炉内の温度を監視する代替手段等について、報告を求めた。

【2月15日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所における原子炉圧力容器底部の温度を監視している温度計に関する事項について報告を求めていたところ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第2号機原子炉圧力容器底部における温度上昇を踏まえた対応に係る報告書を受理。

【2月16日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会を開催し、専門家の意見を聴きつつ、福島第一原子力発電所事故の発生及び進展の事故シーケンスに沿って、現時点までに分かる範囲で事実関係を整理、技術的知見に関する検討を行っていたが、この度中間とりまとめをまとめ、原子力安全委員会へ報告した。
- ・原子力安全・保安院は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の地震及びそれに伴う津波による影響に関して、東北電力株式会社、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社に対し、地震の影響評価及び津波の影響評価について報告するよう指示し、各社から報告のあった内容を踏まえ、地震・津波の解析・評価並びに建物・構築物、機器・配管等の地震応答解析の評価等を行うため、「地震・津波に関する意見聴取会」及び「建築物・構造に関する意見聴取会」を開催し、専門家のご意見も伺いつつ検討してきたが、この度中間取りまとめをまとめ、原子力安全委員会へ報告した。
- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生又は拡大に設備の経年劣化の影響が寄与したのではないかという懸念や「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」における高経年化による影響の詳細な評価や事故原因との関係の検証が課題であるとの報告を受け、高経年化技術評価に関する意見聴取会を開催し、経年劣化の影響について評価を行ってきたが、この度評価結果を取りまとめ、原子力安全委員会へ報告した。

【2月17日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子力発電所等の開閉所の電気設備及び変圧器について、今後発生する可能性のある地震による耐震安全性の評価及び対策の実施を求めるとともに、その実施計画について本日までに当院に報告するように追加報告を求めていたとこ

る、報告書の提出があり受理。

- ・原子力安全・保安院は、東京電力（株）より、夜の森線 No.27 鉄塔近傍の盛土崩壊の原因について、報告を受理。また、一般電気事業者等より、原子力発電所等の外部電源信頼性確保に係る追加報告（送電鉄塔（電源線）の基礎の安定性評価等について）を受理。

【2月24日】

- ・原子力安全・保安院は、平成24年2月13日付け、「福島第一原子力発電所第2号機原子炉圧力容器底部における温度上昇を踏まえた対応に係る報告の徴収について」に基づき、福島第一原子力発電所第2号機原子炉圧力容器底部における温度上昇を踏まえた対応についての報告書を受理。

当該報告で示された「今後のスケジュール」では、平成26年度以降に原子炉内温度監視の代替手段に係る工事に着手するとされているが、当該報告受領後も、2号機において、同年2月20日から24日までの間にかけて、温度計の1つの指示値が大きく上昇していることが確認されており、今後も温度計の故障が発生すると、原子炉内温度の監視に支障が生じることから、当院では、原子炉内温度監視の代替手段について、可及的速やかに実施可能なものを検討し実施する必要があることから、以下のとおり指示した。

1. 第2号機について、現在使用している温度計以外に原子炉内の温度を監視するための代替手段に関し、現時点で実現可能性があると考えられる手段ごとに、実現する上での課題を明らかにした上で具体的な作業工程を示した実施計画を策定し、平成24年3月1日までに当院に対し、報告すること。

2. 第1号機、第2号機及び第3号機の原子炉内温度並びに原子炉格納容器内温度を監視するために現在使用している個々の温度計の指示値の信頼性を評価し、当院から指示があるまでの間、1か月に1度、当院に対し報告すること。

- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ施設、資機材等に係る安全確保のために主として技術的な側面について、必要な事項の検討を行っている。検討に際しては、設備の設置状況や設置に係る根拠等を正確に把握する必要がある。しかしながら、福島第一原子力発電所第1号機非常用復水器のドレン管の再循環回路への接続方法については、設置許可後から工事計画認可申請までの間において変更されている。

なお、設置許可申請書の添付書類等の記載内容のうち、その後の変更により実際の設備を反映していないものについては、設置変更許可申請時に、実際の設備等を反映するよう指示し、平成24年3月12日までに、以下のとおり報告を求めた。

1. 貴社福島第一原子力発電所非常用復水器のドレン管の再循環回路への接続方法を、昭和42年10月25日の工事計画認可申請時において、昭和41年7月1日の設置許可申請時の添付書類に記載されたものから変更した理由
2. 当該非常用復水器のドレン管の再循環回路への接続方法の変更をその後の設置変更許可申請に際して添付書類に反映してこなかった理由

【2月27日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力福島第一原子力発電所第1号機非常用復水器のドレン管の再循環回路への接続方法が、設置許可後から工事計画認可申請までの間に変更されていることに関し、①設置許可申請時の添付書類に記載されたものから変更した理由、②その後の設置変更許可申請に際して添付書類に反映してこなかった理由について報告を求めた。なお、当該変更は、設置許可申請書の添付書類の記載であり、許可事項には該当せず、法令に抵触するものではないが、当院は設置許可申請書の添付書類等の記載内容のうち、その後の変更により実際の設備を反映しないものについては、設置変更許可申請時に実際の設備等を反映するようこれまでも指示してきている。

【2月29日】

- ・原子力安全・保安院は、各原子力事業者に対して、平成23年東北地方太平洋沖地震の地震に関して、原子力発電所等の速やかな耐震安全性確保の観点から、現時点における地震・津波に関する意見聴取会の検討状況や関係機関の調査・研究状況等を踏まえ、活断層の連動性について検討するよう指示していた。各社から報告書を受理。

【3月1日】

- ・原子力安全・保安院は、平成24年2月24日付け、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第2号機の原子炉圧力容器底部における温度上昇を踏まえた対応について（指示）」に基づき、報告書を受理。  
今後、当該報告で示された内容について、専門家の意見を聴きつつ、評価していく予定。

【3月9日】

- ・原子力安全・保安院は、3月8日、福島第一及び福島第二原子力発電所周辺の大規模火災に備えた防火対策について、東京電力（株）から報告を受理。また、3月13日、原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部において警戒区域での大規模火災を想定した防災訓練が実施することを公表。
- ・原子力安全・保安院は、3月9日、東京電力（株）より、女性放射線業務従事者が原子炉等規制法に定める線量限度を超えているとの報告を受け、原因の究明及び再発防止策の策定等を行い、平成23年5月2日までに原子

力安全・保安院に報告するよう指示。5月2日、東京電力(株)より、報告書の提出があり、5月25日、原子力安全委員会に保安院の評価案を報告し、特段の意見がなかったことから、原子力安全・保安院としての評価を確定し、東京電力(株)に指示文書を手交していた。本日、東京電力(株)から、平成23年5月2日の報告内容の変更及び平成23年5月25日の原子力安全・保安院の評価内容の変更となる報告書を提出があり、内容を確認した結果、発電所において、女性放射線業務従事者が作業を行える環境であると評価。

- ・原子力災害対策本部は、3月9日、原子力発電所の事故に関し設置された原子力災害対策本部についての議事内容の記録を議事概要として整備し公表。

#### 【3月12日】

- ・原子力安全・保安院は、平成24年2月27日付け、東京電力株式会社に対して東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機非常用復水器のドレン管の再循環回路への接続方法変更に関し、設置許可申請時の添付書類に記載されたものから変更した理由及び設置変更許可申請に際して添付書類に反映してこなかった理由について報告を求めていたところ、本日報告があり受理。

#### <被ばくの可能性(3月15日14:00現在)>

##### 1. 住民の被ばく

福島県は3月13日からスクリーニングを開始。避難所や保健所等で実施中(平日は8ヶ所、土日祝日は1ヶ所)。3月7日までに246,058人に対し実施。そのうち、100,000cpm以上の値を示した者は102人であったが、100,000cpm以上の数値を示した者についても脱衣等をし、再計測したところ、100,000cpm以下に減少し、健康に影響を及ぼす事例はみられなかった。

##### 2. 従業員等の被ばく

2月15日午後8時30分頃、3号機周辺及び固体廃棄物貯蔵庫1、2号棟周辺でガレキ収集・運搬に関連する作業に従事していた協力企業作業員1名がJヴィレッジにおいて身体の汚染検査をしたところ、顔面に放射性物質の付着を確認。その後、顔面の除染を行った後の汚染検査で汚染がないことを確認。また、内部取り込みの有無を確認するため、ホールボディカウンタによる測定を実施したところ、内部取り込みはなかった。

なお、当該作業員と同様の作業を行っていた他の作業員に放射性物質の付着はなく、装備の装着状況に不備がなかったことから、装備の着脱時に放射性物質が付着したものと推定。

2月29日、東京電力が、福島第一原子力発電所における作業員の被ばく線量の評価状況等について公表した。それによれば、1月に従事した作業員の人数は5、

497名であり、外部被ばく線量の最大値は18.98mSv。また、1月に測定した作業員の内部被ばく線量では有意な値は確認されていない。

### 3. 負傷者等の状況

2月4日午後7時10分頃、淡水化装置の運転業務に従事していた協力企業作業員1名が体調不良を訴えたため、5・6号機救急医療室にて診察・治療を実施した後、救急搬送の必要があると判断されたため、午後9時6分、Jヴィレッジに搬送。その後、9時50分、Jヴィレッジから救急車にて総合磐城共立病院へ搬送。現在、病院の医師による診察・治療を実施している。なお、身体に放射性物質の付着はない。その後、医師による診察後、当該作業員は帰宅した。

3月7日午後1時55分頃、福島第2原子力発電所1号機海水熱交換機建屋地下1階（非管理区域）において、配管保温材修理作業に従事していた協力企業作業員1名が倒れているのを、別の協力企業作業員が発見。その後、同日午後2時36分、ドクターヘリを要請し、同日午後3時47分、いわき市総合磐城共立病院へ搬送。なお、作業員に意識はあり身体に外傷はなく、身体に放射性物質の付着がないことを確認。

#### <警戒区域への一時立入りについて>

- ・次の市町村で、住民の一時立入りを実施。

##### 三巡目

南相馬市（同2月11日、17日、19日、23日、25日、3月2日、4日、8日、9日、10日、14日）、富岡町（同2月11日、15日、17日、22日、25日、4日、8日、9日、10日、13日）、浪江町（同2月12日、15日、16日、18日、24日、26日、29日、同3月1日、3日、7日、9日、13日）、双葉町（同2月12日、18日、26日、同3月1日、7日）、大熊町（同2月12日、16日、24日、29日、3日、8日、9日、14日）、楢葉町（同2月11日、19日、23日、3月2日、7日）

#### <飲食物への指示>

原子力災害対策本部長より、福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県の記事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

また、平成24年3月12日、原子力災害対策本部は、検査計画、出荷制限等の設定・解除の考え方については、平成24年4月1日から新基準値が施行されることを踏まえ、以下のように整理した。

- ・検査については、過去の出荷制限の指示実績を踏まえて、2群に分類された自治体毎に、過去の放射性セシウムの検出レベルに応じて設定された検査対象品目について行う。
- ・出荷制限・解除の対象区域は、汚染区域の拡がりや集荷実態等を踏まえ、市町村単位など県を分割した区域ごとに行うことも可能とする。

- ・基準値を超えた品目の出荷制限については、汚染の地域的拡がりを勘案しつつ総合的に判断。
- ・出荷制限等の解除は、原則として1市町村当たり3ヶ所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下となった品目・区域に対して実施。

(1) 出荷制限・摂取制限品目 (3月15日 14:00 現在)

都道府県	出荷制限品目及び対象市町村	摂取制限品目及び対象市町村
福島県	<p>○原乳 (田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町 (山木屋の区域に限る)、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町<sup>※1</sup>、飯館村、葛尾村、川内村<sup>※1</sup>)</p> <p>○非結球性葉菜類 ((ホウレンソウ、コマツナ等) すべて) (田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町 (山木屋の区域に限る)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村<sup>※1</sup>、葛尾村、飯館村)</p> <p>○結球性葉菜類 (キャベツ等) (田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町 (山木屋の区域に限る)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村<sup>※1</sup>、葛尾村、飯館村)</p> <p>○アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) (田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町 (山木屋の区域に限る)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村<sup>※1</sup>、葛尾村、飯館村)</p> <p>○カブ (田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町 (山木屋の区域に限る)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村<sup>※1</sup>、葛尾村、飯館村)</p> <p>○米 (福島市 (旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市 (旧渋川村の区域に限る。)、伊達市 (旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町に限る。))</p> <p>○しいたけ (露地で原木栽培されたもの : 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市<sup>※1</sup>、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、</p>	<p>○非結球性葉菜類 ((ホウレンソウ、コマツナ等) すべて) (田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町 (山木屋の区域に限る)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村<sup>※1</sup>、葛尾村、飯館村)</p> <p>○結球性葉菜類 (キャベツ等) (田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町 (山木屋の区域に限る)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村<sup>※1</sup>、葛尾村、飯館村)</p> <p>○アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) (田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町 (山木屋の区域に限る)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村<sup>※1</sup>、葛尾村、飯館村)</p> <p>○しいたけ (露地で原木栽培されたもの : 飯館村)</p>

<p>飯舘村、葛尾村、川内村<sup>※1</sup>、施設で原木栽培されたもの：伊達市、川俣町、新地町）</p> <p>○たけのこ（伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町、西郷村）</p> <p>○くさそてつ（こごみ）（福島市、桑折町）</p> <p>○うめ（福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町）</p> <p>○ゆず（福島市、南相馬市、伊達市、いわき市、桑折町）</p> <p>○キウイフルーツ（相馬市及び南相馬市）</p> <p>○牛<sup>※3</sup>（全域）</p> <p>○イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域）</p> <p>○ヤマメ（養殖を除く）（秋元湖、檜原湖、小野川湖及びこれら湖への流入河川、長瀬川（酸川との合流点から上流部分に限る）、阿武隈川（支流を含む）、真野川（支流を含む））</p> <p>○ウグイ（阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む）、真野川（支流を含む））</p> <p>○アユ（養殖を除く）（阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む）、真野川（支流を含む）、新田川（支流を含む））</p> <p>○なめこ（露地で原木栽培されたもの：相馬市、いわき市）</p> <p>○きのこ類（野生のもの：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、喜多方市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○くり（伊達市、南相馬市）</p> <p>○いのしし肉（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、</p>	<p>○イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域）</p> <p>○きのこ類（野生のもの：南相馬市、いわき市、棚倉町）</p> <p>○いのしし肉（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、</p>
---	--

	<p>三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯舘村)</p> <p>○くま肉（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p>	大玉村、葛尾村、飯舘村)
岩手県	○牛 <sup>※3</sup> （全域）	
宮城県	<p>○牛<sup>※3</sup>（全域）</p> <p>○しいたけ（露地で原木栽培されたもの：白石市、角田市、丸森町）</p>	
茨城県	<p>○茶（水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村）</p> <p>○しいたけ（露地で原木栽培されたもの：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、阿見町、施設で原木栽培されたもの：土浦市、鉾田市、茨城町）</p> <p>○いのしし肉<sup>※4</sup>（全域）</p>	
栃木県	<p>○しいたけ（露地で原木栽培されたもの：矢板市、那須塩原市、施設で原木栽培されたもの：矢板市、那須塩原市）</p> <p>○なめこ（露地において原木栽培されたもの：日光市、那須塩原市）</p> <p>○くりたけ（露地で原木栽培されたもの：鹿沼市、矢板市、大田原市、那須塩原市、足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須</p>	

	烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 ○茶（鹿沼市、大田原市、栃木市） ○牛 <sup>※3</sup> （全域） ○いのしし肉 <sup>※4</sup> （全域） ○しか肉（全域）	
群馬県	○茶（桐生市、渋川市）	
千葉県	○茶（野田市、成田市、勝浦市、八街市、富里市、山武市） ○しいたけ（露地で原木栽培されたもの：佐倉市、流山市、我孫子市、君津市、印西市）	
神奈川県	○茶（湯河原町）	

※1：福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域に限る

※2：福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る

※3：県外への移動（12 月齢未満の牛のものを除く）及びと畜場への出荷を制限。ただし、県が定める出荷・検査方針に基づき管理されるものはこの限りでない。

※4：県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものは解除。

## （2）水道水の飲用制限の要請（3 月 15 日 14:00 現在）

制限範囲	水道事業（対象自治体）
利用するすべての住民	なし
乳児	なし
・対応を継続している水道事業	なし
・対応を継続している水道用水供給事業	なし

本資料は、2 月以降の情報を掲載しており、1 月以前の情報については、以下の URL より閲覧できます。

[http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake/information/information\\_index.html](http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake/information/information_index.html)